**平成２４年（フ）第１２７４号**
名古屋市中区栄３丁目11番23号　白川本町ビル５階
債務者　株式会社ルビネット
代表者代表取締役　早川　義人
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原正治朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前10時
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第１６３号**
兵庫県伊丹市森本３丁目55番地
債務者　株式会社エムテック
代表者代表取締役　増田　英朗
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我　智史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時45分
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２４年（フ）第１５０８号**
大阪市中央区高麗橋２丁目２番12号
債務者　株式会社Ｋホールディングス（旧商号株式会社菊屋）
代表者代表取締役　土田　喜和
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　　司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月26日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２４年（フ）第２６２号**
石川県白山市徳丸町393番地１
債務者　株式会社喜楽
代表者代表取締役　伊藤　　実
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀口　康純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前11時
金沢地方裁判所

**平成２４年（フ）第１２１８号**
愛知県春日井市中央台１丁目２番地２
債務者　有限会社ミッションフォートゥーダブルファイブ
代表者代表取締役　石原　　満
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　市川　博久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月１日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２４年（フ）第４６８号**
千葉県市原市飯沼821番地11
債務者　溝口　慶勇
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　若林　義和
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第５３０号**
千葉市花見川区花見川８番17棟110号
債務者　大橋　英雄
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　恒平
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７１１号**
千葉県市川市鬼高３丁目１番21―205号
シャロームハイツ
債務者　土屋寿美代（旧姓永島）
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉川　尚志
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７２３号**
千葉県浦安市北栄２丁目１番32号
債務者　熊川　憲一
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡田　知也
4　破産債権の届出期間　平成24年８月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１４５７号**
千葉市若葉区原町919番地２　アーバンペアⅣ201号
債務者　鉾田明子こと　呉　　明子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　英一
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１８２号**
愛知県一宮市北方町中島字大道東60番地２
債務者　田中　尚徳
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　亮爾
4　破産債権の届出期間　平成24年８月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月11日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第１７７号**
奈良県大和高田市大字池田481番地26
債務者　重松　秀明
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　無漏田恭生
4　破産債権の届出期間　平成24年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月15日午前10時40分
6　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２４年（フ）第７４０号**
千葉県市原市八幡792番地３
債務者　石井　　正
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島崎　克美
4　破産債権の届出期間　平成24年８月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午後２時10分
6　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第７４８号**
東京都港区南麻布３丁目19番21―711号
債務者　相原　博美
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　一成
4　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月９日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第１８２号**
奈良県大和高田市南陽町14番26号
債務者　阪本　清士
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　和弘
4　破産債権の届出期間　平成24年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係